

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和5年11月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第15号

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する  
規則

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則（令和5年教育委員会  
規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち香芝市体育施設条例施行規則（平成21年教育委員会規則第8  
号）別表第2の改正規定中「230」を「220」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。